

介護保険制度における低所得者の第1号保険料軽減強化について

1. 保険料額（保険料率）について

○第1～第4段階について、現行の年間保険料から、1,680円～8,400円（0.025～0.125）軽減する。

○各段階別の保険料額は以下「2. 保険料の段階区分について」のとおり

2. 保険料の段階区分について

段階	対象者	基準額に対する保険料率と年額	
		料率 (軽減率)	年額 (軽減額)
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が区民税非課税の老齢福祉年金受給者、中国残留邦人等生活支援給付受給者	0.325 (-0.075)	21,840円 (-5,040円)
第2段階	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.325 (-0.075)	21,840円 (-5,040円)
第3段階	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の人	0.425 (-0.125)	28,560円 (-8,400円)
第4段階	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	0.675 (-0.025)	45,360円 (-1,680円)
第5段階	世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人が区民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.85	57,120円
第6段階	世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人が区民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	基準額	67,200円

※第1段階および第2段階については、平成27年度より消費増税による低所得者の保険料軽減措置の一部実施として、元の保険料率0.45より0.05を差し引き、実質の負担保険料率を0.40としている。

※第5～第14段階については変更なし。

3. 規定整備について

上記保険料率の改正に伴い、「品川区介護保険制度に関する条例」について、規定整備を行う。

- (1) 第1～第4段階の保険料率を改正する。(第13条第2項～第4項)
- (2) 施行期日 公布の日から施行する。

4. 施行日 令和元年7月11日